

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項 : 第13条第4項
処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車 <del>が</del> 運送事業用自動車 <del>で</del> なくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(保管場所標章)、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条(保管場所標章の再交付)
審 査 基 準 : 審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標準処理期間 : 1日
申 請 先 : 申請は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課にしてください。
問い合わせ先 : 交通部交通規制課規制総務係(電話059-222-0110)、警察署交通課
備 考 :